

住民税所得控除額表

種類	控除額
(1)雑損控除	損失の金額－保険等により補填された額＝A (1) Aの金額－(総所得金額等×10%) (2) Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円 上記の(1)と(2)いずれか多い額
(2)医療費控除 セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)	(支払った医療費－保険等により補てんされた額)－{総所得金額等の合計額×5%または10万円のいずれか低い金額} (限度額200万円) その年中に支払った特定一般用薬品購入費－保険金などで補てんされる額－12,000円(限度額8万8千円)
(3)社会保険料控除	支払った社会保険料(国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険・国民年金・土建国保・任意継続等)の全額
(4)小規模企業共済等掛金控除	支払った小規模共済制度、確定拠出年金法及び心身障害者扶養共済制度に基づく掛金の全額
(5)生命保険料控除	平成24年1月1日以降の「一般」・「個人年金」・「介護医療」契約 支払った保険料の合計額が ア) 12,000円以下の場合 →支払った保険料の全額 イ) 12,000円を超え32,000円以下の場合 →(支払った保険料の金額の合計額)×1/2+6,000円 ウ) 32,000円を超え56,000円以下の場合 →(支払った保険料の金額の合計額)×1/4+14,000円 エ) 56,000円を超える場合 →28,000円(限度額) ※(「一般」・「個人年金」・「介護医療」あわせて70,000円が限度額) 平成23年12月31日までの「一般」・「個人年金」契約 支払った保険料がア) 15,000円以下の場合 →支払った保険料の全額 イ) 15,000円を超え40,000円以下の場合

	<p>→ (支払った保険料の金額の合計額) × 1/2 + 7,500円</p> <p>ウ) 40,000円を超え70,000円以下の場合</p> <p>→ (支払った保険料の金額の合計額) × 1/4 + 17,500円</p> <p>エ) 70,000円を超える場合</p> <p>→ 35,000円 (限度額)</p> <p>※ (「一般」・「個人年金」あわせて70,000円が限度額)</p>
(6)地震保険料控除	<p>(1)支払った保険料が地震等損害保険契約に係る保険料だけの場合</p> <p>支払った保険料が</p> <p>ア) 50,000円以下の場合</p> <p>→ (支払った保険料の金額の合計額) × 1/2</p> <p>イ) 50,000円を超える場合</p> <p>→ 25,000円 (限度額)</p> <p>(2)支払った保険料が旧長期損害保険契約に係る保険料だけの場合</p> <p>支払った保険料が</p> <p>ア) 5,000円以下の場合</p> <p>→ 支払った保険料の金額の合計額</p> <p>イ) 5,000円を超え 15,000円以下の場合</p> <p>→ (支払った保険料の金額の合計額) × 1/2 + 2,500円</p> <p>ウ) 15,000円を超える場合</p> <p>→ 10,000円 (限度額)</p> <p>(3)地震等損害保険契約と旧長期損害保険契約の両方を支払った場合 (ただし、1つの保険で地震等損害保険契約と旧長期損害保険契約の両方に該当する場合はそのどちらかを選択)</p> <p>(1)により求めた金額 + (2)により求めた金額 (限度額25,000円)</p>
(7)障害者控除	<p>(1)障害者である納税義務者、控除対象配偶者および扶養親族1人につき</p> <p>→ 260,000円</p> <p>(2)障害の程度が特別障害については</p> <p>→ 300,000円</p> <p>(3)同居特別障害者については</p> <p>→ 530,000円</p>
(8)寡婦・ひとり親控除	<p>① (1)夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人</p> <p>→ 300,000円(扶養親族が子の場合)</p> <p>→ 260,000円(扶養親族が子以外の場合)</p> <p>(2)夫と死別した後婚姻をしていない人または夫の生死が明らかでない人</p>

	<p>かでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人 ※この場合は扶養親族の要件はありません。 →260,000円</p> <p>② 婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者（合計所得が500万円以下に限る） →300,000円 ※住民票の続柄に「夫(未届)」、妻「(未届)」と記載があるかたは対象外</p>
(9)勤労学生控除	前年の合計所得金額が75万円以下で、給与所得等以外の所得金額が10万円以下の学生のかた→260,000円
(10)配偶者控除	前年の合計所得金額が48万円以下の生計を一にする配偶者を有し、かつ本人の合計所得金額が1,000万円以下である人 詳細は下図1を参照
(11)配偶者特別控除	前年の合計所得金額が48万円超133万以下133万円以下の配偶者を有し、かつ本人の合計所得金額が1,000万円以下である人 詳細は下図1を参照
(12)扶養控除	<p>前年の合計所得金額が48万円以下の生計を一にする親族を有する場合 扶養親族が</p> <p>(1) 一般扶養親族（16歳～18歳及び23歳～69歳） →330,000円</p> <p>(2) 特定扶養親族（19歳～22歳） →450,000円</p> <p>(3) 老人扶養親族（70歳以上） →380,000円</p> <p>(4) 同居老親等扶養親族（70歳以上） →450,000円</p>
(13)基礎控除	<p>前年の合計所得金額が</p> <p>(1) 2,400万円以下 →430,000円</p> <p>(2) 2,400万円超2,450万円以下 →290,000円</p> <p>(3) 2,450万円超2,500万円以下 →150,000円</p> <p>(4) 2,500万円超</p>

	→ 0円
--	------

図 1

【配偶者控除・配偶者特別控除】

		納税者本人の合計所得金額			
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者控除	配偶者所得 48万円以下	33万円	22万円	11万円	
	老人配偶者所得 48万円以下	38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
		100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
		105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
		110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
		115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
		120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
		125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
		130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
	133万円超	0円	0円	0円	